

連載

知っていますか？ 自治基本条例

No.6

「名寄市自治基本条例」は本市のまちづくりを進めるための基本ルールです。今月号では、前号に引き続き、本条例が定める「行政運営の基本」について紹介します。

行政組織(第21条)

■市の組織は、市民にわかりやすく機能的かつ効率的なものであると同時に、各部署相互の連携が保たれた柔軟なものとして編成されなければならない。



行政評価(第22条)

■市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を進めるため、行政評価に

危機管理体制(第24条)

■市長等は、市民の生命と生活の安全を確保し、災害などの緊急時には、総合的かつ機能的に活動できるように危機管理体制の確立に努めなければならない。



■市長等は、市民、事業者や関係機関との連携・協力を図り、災害などに備えなければならない。

行政手続(第23条)

■市長等は、市民の権利や利益を保護し、公正かつ透明な行政を行うため、行政処分や行政指導、市長等に対する届出に関する手続に關して必要な事項は、別に条例で定める。

名寄市行政評価実施要領に基づき、毎年度、外部評価を含めた行政評価を実施しています。

名寄市行政手続条例で、手続に必要な事項を定めています。

問い合わせ

企画課企画調整係

(名寄庁舎3階)

☎01654③2111

(内線3308)

FAX 01654③9083

✉ny-kikaku@city.nayoro.lg.jp

子どものよりよい育ちのための「家庭で取り組む7つのポイント」

子どもたちの学力や体力の向上、豊かな心の育成には、望ましい生活習慣や学習習慣などの定着を図ることが必要です。このため、市教育委員会では「家庭で取り組む7つのポイント」を示し、学校と家庭や地域の皆さまにご理解とご協力をお願いしています。

新学期が始まります。皆さまには、子どもたちの生活や学習などの状況を見直し、「家庭で取り組む7つのポイント」に基づいて子どもたちをいっそう健やかに育てていただきますようお願いします。

※「家庭で取り組む7つのポイント」の詳細は、市ホームページに掲載しています。

- 1 朝食を食べる習慣が大切です
- 2 節度ある生活習慣が大切です
- 3 家庭で学習する習慣が大切です
- 4 読書に親しむ習慣が大切です
- 5 運動する習慣が大切です
- 6 自尊感情を育むことが大切です
- 7 いじめは許されないと教えることが大切です

問い合わせ 学校教育課(名寄庁舎3階)
☎01654③2111 (内線3377)